

自治会勉強会（初版）

認可地縁団体と収益事業と
税金と消防と自治会館と運用ルール



認可地縁団体とは

認可地縁団体とは・・・「地方自治法第260条の2」で定められている**法人**

- ・普通の自治会 = 人格なき社団扱い。PTAなどと同じ。大学のサークルと同じ実態により自治会と市が認定。
- ・認可地縁団体 = **法人**。団体に紐づく。市が認可する。
(規約の制定にルールがある。規約も市が承認する)
 - ・「市」が認可する。「印鑑登録」を実施。市が認可地縁団体の証明書を発行する。
 - ・自治会の「規約」は市が承認する。
 - ・自治会名で契約が可能。
 - ・資産の登記も自治会名で可能。
 - ・通帳も自治会名で作成可能。
 - ・「コミュニティーセンター助成」は認可地縁団体のみが公募可能。
 - ・その他は、普通の自治会と同じ。

●認可地縁団体とは

- ・規約を定めており、市が承認する。
- ・概ね地域の過半数の住民が加入している。
- ・地域を限定しており、その地域に住む者は誰でも加入できる。
- ・会員は会費を支払っている。
- ・解散時の資産に関する規定 など規約で定めなければいけない事項がある

税金上・制度上の優遇処置

- ・自治会・町内会は、公共の為に供するため、**自治体等により**優遇処置がある
- ・税制上も「**公益法人**」に整理されており、優遇されている。

認可地縁団体は、税制上、公益法人等に該当することに整理(平成20年12月 通知)

- ・解散時における残余財産の帰属及び剰余金の分配に係る認可基準の取扱いについて、規約で定める(⇒**解散時、資産が個人に属さないようにすることを明確化**)

「公益法人」とは

(一) 地方自治法第260条の2第7項《地縁による団体》に規定する認可地縁団体(同法260の2⑯)

平成20年12月15日付で各都道府県に対し、解散時における残余財産の帰属及び剰余金の分配に係る認可基準の取扱いの明確化を図る旨の通知を発送したところである。

以上のとおり、公益法人制度改革後における**認可地縁団体については**、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)(以下「措法」という。)第40条第1項に規定する「**公益を目的とする事業を行う法人**」として、承認申請対象法人とすることが相当であると考えられることから、認定法等の施行に伴い、通達1の注書(「地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する『地縁による団体』その他専らその構成員等の利益を図ることを目的とする法人は、公益法人等に該当しない。」)を削除することとしたものである。

もっとも、**認可地縁団体が措法第40条の承認申請対象法人となったとしても、公益社団法人をはじめとする「公益を目的とする事業を行う法人」と同様に、同条の承認要件を満たさなければ同条の規定は適用されない**ことに留意する必要がある。

- 認可地縁団体は、税制上、「公益法人等」に該当
- 認可地縁団体とそうでない自治会とで、基本的に、自治体による優遇処置は変わらない
1点相違点 …… 市民法人税のみ均等割あり(減免有) ⇒ **市へ減免申請が必要**

税金上・制度上の優遇処置

・様々な減免・優遇処置は「**収益事業を実施していないことが前提**」となっている

必要事項	国/県/市	収益事業を実施していない場合	収益事業を実施している場合
税務署・県への法人設立設置の届出 (法人設立等申告書)	国・県	不要	収益事業を始める際に 届け出が必要
法人税 (税務署への確定申告)	国	非課税	課税(収益事業から生じた所得が課税対象。ただし公益目的事業から生じた所得は課税対象にはならない)
法人市民税	市	減免(均等割50,000円も減免) ※ただし4月中に市への減免申請が必要	課税(均等割・法人税割)
法人県民税	県	減免(均等割21,000円も減免) ※減免申請等も不要	課税(均等割・法人税割)
法人事業税	県	非課税	課税
固定資産税	市	減免※公益目的に供するもの	減免※公益目的に供するもの
不動産取得税	県	減免※公益目的に供するもの	減免※公益目的に供するもの
登録免許税	国	課税	課税

1 措置法第40条第1項後段に規定する「公益を目的とする事業を行う法人(外国法人に該当するものを除く。)(以下「公益法人等」という。))とは、次に掲げる事業(以下「公益目的事業」という。)を行う法人をいい、当該事業の遂行に伴い収益を生じているかどうかを問わないのであるから留意する。
 ・(1) 定款、寄附行為又は規則(これらに準ずるものを含む。以下同じ。)により公益を目的として行うことを明らかにして行う事業
 ・(2) (1)に掲げる事業を除くほか、社会一般において公益を目的とする事業とされている事業

- 自治会で収益事業を行う場合は、各種減免処置・無償利用処置等が無くなる
 →法人税免除 (5万円以上～) ※市法人税、県法人税
 →確定申告の対応 (法人と同様に実施、納税が必要)
- 税制以外にも市有地利用(無償利用不可)など、優遇処置となっている範囲は広い

収益事業を行う場合のデメリットと事例

- ・自治会が「**収益事業**」と見なされる行為を行った場合
- ⇒税制面の優遇処置等が消失し、収益以上の損失となる可能性
(収益事業と見なされた場合、納税・追納が発生する)
- ⇒確定申告対応など経理処理の稼働面での対応が大幅に増加

収益事業と見なされる可能性がある事例

- ・お祭り・出店・バザーなどで自治会が収益を上げる
- ・自治会館の使用料が実費の範囲を上回る
- ・自動販売機を設置して収益を上げる
- ・公園維持管理事業を自治会が受託する
- ・学童保育事業を自治会が受託する
- ・太陽光発電(余剰電力の売電)

⇒ただし、**非営利目的の明示**(規約等で、収入が自治会の運営やコミュニティ活動に使用することを明記し、営利目的で無い事を示す)ことで対策可能な場合もあり。
とにかく**事前に市役所や税務署へ相談**することが重要

- うっかりミスを行わないよう、自治会役員が熟知しておくことが重要
- 明らかな収益事業を行う場合は、デメリットと得失を見極めた上で、総会での慎重な判断が必要(規約等の変更、県や税務署への届け出が必要、市役所への報告も必要)

自治会館のルール制定の注意点(税制上)

・会館使用ルールを間違えると「席貸業」=収益事業に該当する可能性がある

席貸業のうち次に掲げるもの(令5①XIV)イ 不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸業 ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業(次に掲げるものを除く。)(イ) 国等の用に供するための席貸業(ロ) 社会福祉法第2条第1項《定義》に規定する社会福祉事業として行われる席貸業(ハ) 私立学校法第3条《定義》に規定する学校法人若しくは同法第64条第4項《専修学校及び各種学校》の規定により設立された法人又は職業能力開発促進法第31条《職業訓練法人》に規定する職業訓練法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業(ニ) 法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業で、当該法人の会員その他これに準ずる者の用に供するためのもののうちその利用の対価の額が実費の範囲を超えないもの

(席貸業の範囲)(1) ⑭のイに掲げる「不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸業」には、興行(・の(2)《慈善興行等》)により興行業に該当しないものとされるものを含む。)を目的として集会場、野球場、テニスコート、体育館等を利用する者に対してその貸付けを行う事業(不動産貸付業に該当するものを除く。)が含まれることに留意する。(基通15-1-38)注 展覧会等のための席貸しは、⑭のイに掲げる娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸しに該当する。

(会員に準ずる者)(2) ⑭のロの(ニ)に掲げる「会員その他これに準ずる者」には、公益法人等又は人格のない社団等の正会員のほか、準会員、賛助会員等として当該公益法人等又は人格のない社団等の業務運営に参画し、その業務運営のための費用の一部を負担している者、当該公益法人等又は人格のない社団等が複数の団体を構成員とする組織である場合のその間接の構成員等が含まれるものとする。(基通15-1-38の2)

(利用の対価の額が実費の範囲を超えないもの)(3) 公益法人等又は人格のない社団等の行う席貸業が⑭のロの(ニ)に掲げる「その利用の対価の額が実費の範囲を超えないもの」に該当するかどうかは、既往の実績等に照らし、当該事業年度における会員その他これに準ずる者に対する席貸しに係る収益の額と費用の額とがおおむね均衡すると認められるような利用料金が設定されているかどうかにより判定する。(基通15-1-38の3)

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/091228/01_01.htm

- 会館の利用者=会員及びこれに準ずる者であること ⇒ **会員以外の利用はNG**
- 正会員、準会員、賛助会員等として当該公益法人等又は人格のない社団等の業務運営に参画し、その業務運営のための費用の一部を負担している者、当該公益法人等又は人格のない社団等が複数の団体を構成員とする組織である場合のその間接の構成員等が含まれるものとする
- 対価を得る場合は、「**実費弁償方式**」とする
- 使用料 ≡ 実際に要する費用相当(減価償却費・光熱水費等)

自治会館のルール制定の注意点(消防法上)

- ・すみれ野自治会館は「**小規模地区公民館**」に分類され**特定防火対象物には“該当しない”**
- ・ただし ①利用者が原則として地域住民であること ②利用目的が主として地域住民の集会、会議のみ
- ③地域住民以外のものが参加するイベント等に使用しない ④職員等の常駐する者がいない ことが前提

令別表第1に掲げる防火対象物の定義

1項口 … 公会堂・集会場（ホールなど大規模施設想定）

⇒ 特定防火対象物に該当する

15項 … その他の事業所（小規模地区公民館はこちら）

⇒ 特定防火対象物に該当しない

すみれ野自治会館:延べ床面積は 169.76㎡ < 300㎡

- 奈良県広域消防組合の防火対象物の定義により、
特定防火対象物(1項口)ではなく、条件により「15項」として取り扱い
- 15項に必要な要件は以下の通り
- ・防火管理者＝該当なし **※念のため要確認**
(収容人数＝有効延床 高々約132㎡÷3＝44人)⇒50人未満
※算定方法は省令第1条の3
- ・自衛消防組織＝該当なし
- ・消火設備＝該当なし
- ・屋内消火栓設備＝該当なし
- ・スプリンクラー設備＝該当なし
- ・避難設備＝該当なし
- ・誘導標識＝**★要設置**(ただし、誘導灯は不要)
- ・消防用水＝該当なし
- ・消火活動上必要な設備＝該当なし

・奈良県広域消防組合HP <https://www.naraksk119.jp/0000000129.html>

・奈良県 令別表第1に掲げる防火対象物の定義

<https://www.naraksk119.jp/cmsfiles/contents/0000000/129/youto.pdf>

別記1 令別表第1に掲げる防火対象物の定義

「(1)項口」の<補足事項>

3 小規模地区公民館は次の全ての条件を満たすものは本項に含まず、(15)項として取り扱う。

- (1)延べ面積が概ね300㎡未満で2階建て以下のもの。
- (2)利用者が原則として地域住民であること。
- (3)利用目的が主として地域住民の集会、会議のみであること。
- (4)地域住民以外のものが参加するイベント等に使用しないものであること。
- (5)職員等の常駐する者がいないこと。

※地域住民とは主に当該集会所等を管理、占有する自治会をいう。

・奈良県 収容人員の取扱いに関する基準

<https://www.naraksk119.jp/cmsfiles/contents/0000000/129/syuuuyoujinin.pdf>

※第(15)項

- すみれ野自治会館は「小規模地区公民館」であり、**特定防火対象物には“該当しない”**
⇒ ただし、適切な利用ルールの制定と、その遵守が必要
- 防火管理者の資格は有益である為、自治会役員で取得・取得することが望ましい。